

知広事第2800号  
令和3年（2021年）3月23日

介護保険サービス事業所 管理者 様

知多北部広域連合長 鈴木 淳 雄  
( 公 印 省 略 )

令和3年（2021年）4月1日からの介護報酬算定に係る届出の臨時  
取扱いについて（通知）

日ごろは、介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和3年（2021年）3月15日付告示（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示）等により、令和3年（2021年）4月1日以降、介護報酬に関する内容が変更となります。この変更により、新しい加算等の創設、既存の加算等の区分の整理等がされ、当該加算等を同日から算定しようとする事業所は、各指定権者へ介護報酬算定に係る届出が必要となります。

つきましては、当該届出に関する取扱いについて、下記のとおり通知しますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いは、令和3年（2021年）4月1日からの介護報酬算定について、同日から算定を開始する場合にのみ適用し、同日以後に算定を開始する場合については、なお従前の例によるものです。

## 記

### 1 必要書類

<共通>

#### 【居宅介護支援】

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ （別紙1）体制等状況一覧表

### 【地域密着型サービス】

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ (別紙1-3) 体制等状況一覧表

### 【介護予防・日常生活支援総合事業】

- ・ 第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ (別紙1-4) 体制等状況一覧表

<各加算の算定に伴うもの>

別添「届出書類一覧」を参照。

※ 別添「届出書類一覧」に未記載の加算等を算定しようとする場合の添付書類については、個別にご案内いたしますので、別途お問い合わせください。

※ 「添付書類」として記載のものは、現時点で必要と思われる書類一式になります。場合によっては、追加の書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

## 2 関連書類（様式）の掲載場所

<https://www.chitahokubu.or.jp/info/info0003446/>

## 3 提出期日

令和3年4月15日（木）【必着】

## 4 提出方法

電子メール

## 5 提出先

知多北部広域連合事業課給付係

メールアドレス kyuufu@chitahokubu.or.jp

## 6 その他

人員配置の見直し等により加算等を算定する場合には、当該人員配置の変更内容について、別途、変更届出書の提出が必要です。（運営規程の変更など）

なお、提出期日は、通常の変更届出書をご提出いただく場合と同様に、令和3年（2021年）4月9日（金）となりますので、ご注意ください。

<問合せ先>

知多北部広域連合事業課給付係

電 話 052-689-2263

F A X 052-689-2265

メールアドレス [kyuufu@chitahokubu.or.jp](mailto:kyuufu@chitahokubu.or.jp)